

第165回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告の「会社の体制及び方針」		1
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」		8
連結計算書類の「連結注記表」		9
計算書類の「株主資本等変動計算書」		22
計算書類の「個別注記表」		24

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

会社の体制及び方針

当社は、業務を適正かつ効率的に執行していくための体制及び財務報告の信頼性を確保するために、取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を次のとおり定めております。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、グループ行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
- ② 法令等違反行為に対する役職員の懲戒等の厳正化・談合行為防止のための業務体制整備・企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用等、コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育及び自部門監査（自己監査）の実施等により、役職員等一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 総務部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、監査部は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存、情報漏洩・不正使用の防止、及び情報の有効活用のために、情報に関する諸規程を体系化し、会社の情報の適正な管理体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の整備に関する基本方針のもと、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の主なリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
- ② 緊急時・大規模災害発生時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。
- ③ 各部門は、リスクマネジメント教育の実施等により、組織的なリスクマネジメント能力の向上を図る。
- ④ 総務部は、全社的なリスクに関するマネジメントを推進し、監査部は、内部監査を通じてリスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行の意思決定機関として経営会議を設置し、機動的な業務執行を可能とするため執行役員制度を採用するとともに、取締役会委員会制度や社外取締役制度により、取締役会審議の活性化・実質化と監督機能の強化を図る。
- ② 経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、意思決定基準・職務権限規程等を整備する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ運営に関する基本方針、運営要綱に基づき、グループ各社から当社への報告につき定める規程がグループ各社において整備されることを推進する。
- ② グループ各社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程が、グループ各社において整備されることを推進し、グループ各社におけるリスクマネジメント体制を構築する。
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するリスクマネジメント教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のリスクマネジメント体制の実効性を確保する。
- ③ グループ全体における各社の機能・役割を明確化し、グループ各社の事業特性や規模に適した機関・組織設計の支援や、グループ内での経営資源の有効活用を図る等、グループ各社の事業への支援・指導及び連携を促進する。
また、グループ各社との意思疎通の円滑化を図り、グループを取り巻く技術・生産・営業・取引等の諸問題への対応に関する相互理解と協調を促進するために、グループ会社社長点検等を随時実施する。
- ④ グループとして、理念（追求し続ける目的、目指す姿）・スピリット（グループ全役職員が大切にしている考え方）・行動指針（組織としての行動の基本原則、及びグループの役職員等が積極的に実践すべき又は厳守すべき行動・判断の基準）をはじめとするルールを共有するとともに、グループ各社の事業の特性に応じた社内規程整備を推進し、コンプライアンス体制を構築する。
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するコンプライアンス教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務執行を補助する専任の組織としての監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議する。
- ② 各部門は、監査役業務部の部員に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

(7) 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が社内及びグループ各社における内部統制の実施状況等を監査するため、役職員等又はグループ各社の役職員等若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項を定め、以下の体制を整備する。
 - 1) 監査役が役職員等からいつでも報告を受けることができる体制
 - 2) 監査役がグループ各社の役職員等又はこれらの者から報告を受けた者からいつでも報告を受けることができる体制
 - 3) 企業倫理ヘルプライン及びグループヘルプラインにより役職員等又はグループ各社の役職員等の法令等違反行為を監査役へ報告する体制
- ② 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ② 代表取締役が監査役と定期的会合を持つことにより、監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役と監査部との関係について監査役と監査部長との間で書面を交わし、また監査部及び会計監査人が監査役と定期的会合を持つ等、監査役と緊密な関係を図る。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づく運用状況の概要

(1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に関する取り組み

取締役会では、法令の変更、社会情勢の変化、当社グループにて発生したコンプライアンス事案等を踏まえ、「グループ行動指針」をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を整備しており、取締役は率先してこれを誠実に遵守しております。

全社のコンプライアンス意識の向上のために、全役職員等に対し、定期的にeラーニングによる研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する身近な話題を題材とした「コンプライアンス通信」を毎月発行しております。

また、談合行為防止のために、社内規程の厳格な運用を徹底するとともに、営業部門の役職員を主な対象とした社外弁護士による「独占禁止法遵守研修」を毎年実施しております。

更に、全役職員等を対象としたコンプライアンス・アンケートを毎年実施し、当社におけるコンプライアンスに関する課題の把握に努め、改善のための諸施策に取り組んでおります。

企業倫理ヘルプライン制度（内部通報制度）については、全役職員等に対し、通報窓口や制度の概要を記載した「ヘルプラインカード」を配付しているほか、eラーニング等により継続的な啓発を行っており、その運用状況を定期的に経営層に報告しております。

これらのコンプライアンス推進のための諸施策については、より実効性の高いものとするべく、社外弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会にて実施状況を確認し適宜強化を図っております。

(2) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」に関する取り組み

「情報管理基本方針」をはじめとする情報に関する諸規程を整備し、取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類等の会社情報の適正な保存及び管理をしております。

また、情報漏えいリスクやコンピュータウイルス感染リスクなどに対し、各種の情報セキュリティ対策を適宜・適切に行うとともに、定期的にeラーニング等による情報セキュリティ教育を実施し、役職員等への継続的な啓発を行っております。

なお、2024年度においては、サイバー攻撃の高度化等に対応するため、MSS（マネージド・セキュリティ・サービス）を新たに導入し、セキュリティシステムの運用管理状況の常時監視等を行っております。

(3)「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に関する取り組み

社長を「最高責任者」、管理本部長を「CRO（チーフ・リスクマネジメント・オフィサー）」としたリスクマネジメント体制を敷いており、「リスクマネジメント方針」をはじめとする規程を整備するとともに、事業活動に係るリスクを重要度により分類し、主管・所管部門を明確化した全社的なリスク管理体制を整備した上で、毎年見直しを行っております。また、当社グループの事業活動に大きな影響を及ぼす可能性があるリスク事案については、情報を一元化し、対応方針及び再発防止策の決定等、継続的なフォローを行っております。

当社グループの事業の礎である品質と工程の管理については、独立した品質管理部門による管理体制の整備や、各工事の特性を考慮した要員配置等を実施するとともに、教育制度見直し等による生産性の向上に取り組んでおります。

緊急時・大規模災害発生時の対応については、「災害時における事業継続に関する方針」をはじめとする規程等を整備し、それに基づく対策訓練やeラーニングを毎年実施しております。2024年度大規模災害対策訓練においては、南海トラフ巨大地震を想定し、役職員の臨機応変に行動する力を高めるため、全ての訓練シナリオをブラインド化するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、後発地震の発生が想定される地域の事業継続の方針を災害対策総本部関係者で検討し、決定した方針に沿って訓練等を実施することで、未曾有の災害への対応力の強化を図りました。

また、労働環境整備については、時間外労働上限規制を遵守する取り組みとして、「適正な要員配置と工期の確保」、「本社・支店の作業所支援体制の強化」及び「ICTの活用・DXの推進」といった様々な施策を全社で実施しております。

なお、監査部は、リスク管理状況について内部監査を実施し、リスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進しております。

(4)「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に関する取り組み

取締役会審議の活性化・実質化と監督機能の一層の強化を図るため、2020年度より、取締役会の業務執行機能の範囲を見直すとともに、経営陣（執行サイド）に大幅な権限委譲を行うことにより、迅速な意思決定を進め、取締役会運営の継続的改善への取り組みを促進しております。

2024年度については、取締役会における審議の更なる充実に向け、過年度と同様に、取締役会議題分析や取締役会実効性評価の結果を踏まえて、取締役会議題体系の見直しや規程改正を実施し、適宜執行サイドへ権限委譲を図りました。また、経営会議や社長点検等における議論を踏まえ、重要な経営課題やその具体策の実施状況等について定期的に取締役会に報告し、執行状況のモニタリングを行いました。

そのほか、取締役会の審議の活性化や実効性の確保を目的として、ボードメンバーによる「自由討議」や社外取締役による「社外取締役ミーティング」を定期的で開催しました。

また、各取締役会委員会の規模・構成や審議内容などについて、委員会ごとに再検討を行った上で、ガバナンス体制検討委員会での総括を行い、ガバナンス体制の実効性の向上を図りました。更に、役員人事委員会においては、取締役会の構成や、取締役の指名及び社長後継者計画など、報酬委員会においては、報酬制度全般の検証及び再整備を含む、中長期的な戦略実現に向けた役員報酬のあり方など、継続的な重要課題に関する十分な審議を行いました。

(5) 「企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関する取り組み

「グループ理念」をはじめとする理念体系の共有を基盤として、「グループ運営に関する基本方針」、「グループ会社運営要綱」をはじめとする諸規程に基づき、グループ各社から当社への報告体制・リスクマネジメント体制・コンプライアンス体制の構築を促進しております。

リスクマネジメント体制の実効性の確保については、監査部によるグループ各社に対する定期的な内部監査や、リスク管理部門による支援・指導を適宜実施しております。また、グループヘルプライン制度（内部通報制度）については、主要国内グループ会社を対象に、定期的に運用状況を確認し、継続的な啓発活動を行っております。

コンプライアンス体制の実効性の確保については、グループ会社の全役職員等を対象としたグループ・コンプライアンス・アンケートを毎年実施し、当社グループにおけるコンプライアンスに関する課題の把握に努め、グループ各社のコンプライアンス推進のための支援・指導を実施しております。

また、グループ会社の機関・組織設計や経営資源の有効活用などについて支援を行うとともに、グループ全体の経営課題について共有を図るために、年2回のグループ会社社長点検等を開催するほか、技術・生産・営業などテーマごとにグループ会社連絡会議を開催し、グループ会社との円滑な意思疎通と相互理解を図り、共通課題に対して取り組んでおります。

2024年度については、経営会議やガバナンス体制検討委員会において、グループガバナンスの再構築の一環として制度化した当社とグループ会社間の人事交流制度、主要グループ会社における経営会議設置による経営陣（執行サイド）への権限移譲などの対応状況についてモニタリングを行い、課題等について審議しました。

また、2024年度は、2023年度に当社グループに加わった株式会社佐藤秀、ピーエス・コンストラクション株式会社に対し、両社の経営の自主性を尊重しつつ、グループとしての一体的運営を図るために2023年度に整備、構築したグループ管理に関する規程及びグループ会社各社の特色を踏まえた管理体制を運用し、グループ運営を実施しております。

なお、2024年度も2023年度に続き、グループ会社の全役職員を対象とした各種施策により、理念体系に関する浸透を図り、その認知度をアンケートにより確認いたしました。

(6) 「監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」に関する取り組み

監査役の職務執行を補助する専任の組織である監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議して決定し適切な要員を配置しております。また、各部門は、監査役業務部が監査役から指示された職務を適切に執行できるよう必要な情報を提供する等適切な対応を行っております。

(7) 「監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」に関する取り組み

『「監査役（会）へ報告すべき事項」及び「監査役の閲覧に供すべき文書」に関する取扱基準』により監査役への情報提供体制を整備しており、取締役ほか業務を所管する職位者等は、監査役への適宜・定期の報告、文書提供及び監査役の重要な会議への出席対応等を行っております。

企業倫理ヘルプライン制度及びグループヘルプライン制度の運用状況については、監査役も出席する経営会議及び取締役会において定期的に報告しております。

これらの制度及び規程に定めることにより、報告者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(8) 「監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」に関する取り組み

監査役の往査にかかる費用や外部専門家の見解を得る費用等、監査役がその職務の執行について生じる費用は、監査の実効性を担保するべく適切に処理しております。

また、代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、監査部及び会計監査人は監査役と定期的会合を持ち連携し、相互の意思疎通を図り監査役の監査の実効性向上に努めております。

(9) 「財務報告の適正性を確保するための体制」に関する取り組み

評価方針を会計監査人と協議の上、毎年策定しており、この方針に基づいた内部統制評価を実施しております。なお、日常的モニタリングにより、財務報告の虚偽記載リスクを低減させる手続きが有効に機能していることを継続的に検討・評価しております。

また、財務報告に係る内部統制システムの確実な運用を継続していくため、役職員等に対する社長メッセージの社内イントラ等への掲載に加え、eラーニングの実施等による啓発活動を行っております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	122,742	30,382	558,721	△ 898	710,947
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 23,877		△ 23,877
親会社株主に帰属する当期純利益			123,824		123,824
自己株式の取得				△ 82,273	△ 82,273
自己株式の処分		0		3	3
自己株式の消却		△ 9,999		9,999	－
利益剰余金から		9,999	△ 9,999		－
資本剰余金への振替					
土地再評価差額金の取崩			△ 28		△ 28
連結範囲の変動		△ 28	38		9
非支配株主との取引に係る		107			107
親会社の持分変動			522		522
持分法の適用範囲の変動					
株主資本以外の項目の当連結					
会計年度変動額（純額）（注）					
当連結会計年度変動額合計	－	78	90,478	△ 72,270	18,287
当連結会計年度末残高	122,742	30,461	649,200	△ 73,168	729,234

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	154,295	△ 1	1,176	2,530	60,385	218,387	31,666	961,000
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△ 23,877
親会社株主に帰属する当期純利益								123,824
自己株式の取得								△ 82,273
自己株式の処分								3
自己株式の消却								－
利益剰余金から								－
資本剰余金への振替								－
土地再評価差額金の取崩			28			28		－
連結範囲の変動								9
非支配株主との取引に係る								107
親会社の持分変動								522
持分法の適用範囲の変動								
株主資本以外の項目の当連結								
会計年度変動額（純額）（注）	△ 67,041	5	△ 143	5,509	△ 19,793	△ 81,461	2,844	△ 78,617
当連結会計年度変動額合計	△ 67,041	5	△ 114	5,509	△ 19,793	△ 81,433	2,844	△ 60,301
当連結会計年度末残高	87,254	4	1,062	8,040	40,592	136,953	34,511	900,699

(注) 土地再評価差額金の取崩による変動額を除いております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 61社

主要な連結子会社の名称 大成有楽不動産株式会社、大成ロテック株式会社、
ピーエス・コンストラクション株式会社

②主要な非連結子会社の名称等 愛媛ホスピタルパートナーズ株式会社、 大宮クロスポイント株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

③連結の範囲の変更

大成インディア他4社については新規設立により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、清算した株式会社SH建築事務所他1社及び出資持分の一部譲渡により持分法適用関連会社となった合同会社TSインベストメント1号については、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社の数 非連結子会社 15社 関連会社 52社

主要な持分法適用会社の名称 平和不動産株式会社、
中建一大成建築

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等 株式会社東葉製作所

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

③持分法適用の範囲の変更

当連結会計年度より、新規に設立した3社、株式を取得した3社及び出資持分の一部譲渡に伴い連結の範囲から除外した1社を持分法適用の範囲に含めております。

また、株式等を譲渡した2社及び清算した1社については、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

満期保有目的の債券… 定額法による償却原価法

その他有価証券

市場価格のない … 決算日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

・棚卸資産

未成工事支出金 … 主として個別法による原価法

棚卸不動産 … 主として個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の棚卸資産

その他事業支出金… 主として個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品 … 主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・デリバティブ … 時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

・建物・構築物 … 主として定額法

・その他の有形固定資産… 主として定率法

③重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金 … 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・完成工事補償引当金 … 完成工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完に要する費用等に備えるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上しております。

・工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

・受注損失引当金 … 受注契約（受注工事を除く）に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注済み契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。

- ・役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社において、取締役、監査役及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ・役員株式給付引当金 … 当社及び一部の連結子会社は、役員株式給付規程に基づく将来の取締役（一部の連結子会社は取締役及び執行役員）への自社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- ・関係会社投資等損失引当金… 関係会社整理等の損失に備えるため、連結会社の負担が見込まれる額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員及び一部の連結子会社における執行役員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～12年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により、それぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理することとしております。

・完成工事高の計上基準

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

土木・建築事業においては、工事契約を締結しており、工事の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、少額又は期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって工事進捗度とする原価比例法によっております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。

なお、取引の対価を受領する時期は契約条件毎に異なるものの、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む工事契約はありません。

・ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、当該処理によっております。

- ・のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の費用として処理しております。

- ・法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

これにより、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等（以下「法人税等」という。）を、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとしました。なお、損益に計上されない法人税等の金額に重要性が乏しい場合及び課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の個別計算書類において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

一定の期間にわたり認識される完成工事高

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,736,366百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原価比例法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌期以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	投資有価証券	930百万円
	投資その他の資産	619百万円
	その他の	
	計	1,549百万円

②担保に係る債務 一百万円

なお、関係会社の借入金等に対して上記の資産を担保提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 166,635百万円

(3) 偶発債務

・保証債務

連結会社以外の会社等の借入金等に対して保証を行っております。

福島郡山みらいエネルギー合同会社	3,785百万円
S Q U A R E 487 G L L C	1,698百万円
その他	1,229百万円
計	6,713百万円

(4) 土地の再評価

一部の国内連結子会社は「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号、同条第4号及び同条第5号に定める方法を併用しております。

- ・再評価を行った年月日 2001年11月30日及び2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
(賃貸等不動産に係る差額80百万円を含む。) 2,365百万円

(5) 両建てで表示している工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

889百万円

5. 連結損益計算書に関する事項

(1) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 35,984百万円

(2) 研究開発費の総額 19,503百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 183,166千株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	11,991百万円	65円00銭	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月7日 取 締 役 会	普通株式	11,886百万円	65円00銭	2024年9月30日	2024年12月3日

(注1)2024年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(注2)2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する株式に対する配当金6百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 24,931百万円
- ・1株当たり配当額 145円00銭
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する株式に対する配当金14百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用を短期的な預金等に限定しております。資金調達については、銀行借入による間接金融のほか、社債、コマーシャル・ペーパーの発行等による直接金融によって必要な資金を調達しております。

デリバティブ取引は、主として市場金利の変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、トレーディング目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
〔資産の部〕			
受取手形・完成工事未収入金等	939,160	939,160	—
投資有価証券			
満期保有目的の債券	9	8	△ 0
其他有価証券	231,895	231,895	—
〔負債の部〕			
短期借入金	115,212	115,298	△ 85
ノンリコース短期借入金	208	210	△ 2
一年以内償還の社債	10,000	9,990	10
社債	50,000	48,726	1,274
ノンリコース社債	100	102	△ 2
長期借入金	127,799	126,945	853
ノンリコース長期借入金	12,201	12,419	△ 217
〔デリバティブ取引〕	—	—	—

※ 「現金預金」、「有価証券」に含まれる譲渡性預金、「支払手形・工事未払金等」及び「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額191,574百万円）及び持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額4,847百万円）は、「〔資産の部〕 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
〔資産の部〕				
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	228,333	—	—	228,333
国債・地方債等	—	198	—	198
その他	—	3,363	—	3,363

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
〔資産の部〕				
受取手形・ 完成工事未収入金等	—	939,160	—	939,160
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	8	—	—	8
〔負債の部〕				
短期借入金	—	115,298	—	115,298
ノンリコース短期借入金	—	210	—	210
一年以内償還の社債	—	9,990	—	9,990
社債	—	48,726	—	48,726
ノンリコース社債	—	102	—	102
長期借入金	—	126,945	—	126,945
ノンリコース長期借入金	—	12,419	—	12,419

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・受取手形・完成工事未収入金等

一年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収が一年を超える予定のものについては、一定の期間毎に区分した債権毎に、当該債権の回収予定期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・投資有価証券

株式は相場価格によっており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。債券は、相場価格によるものについては、レベル1に分類し、基準価額によるもの又は当該債券から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定するものについては、レベル2の時価に分類しております。

・短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金に含まれる一年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金と同様に算定しております。

- ・ノンリコース短期借入金、長期借入金、ノンリコース長期借入金
元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・一年以内償還の社債、社債、ノンリコース社債
相場価格のあるものは、相場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。相場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
100,048	134,981

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)連結貸借対照表計上額には、資産除去債務（693百万円）を含んでおります。

(注3)時価は、主として「不動産鑑定評価基準書」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 1株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たりの純資産額 5,041円43銭

(2) 1株当たりの当期純利益 682円78銭

(注) 純資産の部において自己株式として計上されている株式給付信託（ＢＢＴ）に残存する株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、98千株であり、また、1株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、98千株であります。

10. 収益認識に関する事項

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	土木事業		建築事業		開発事業	計	その他 (注)	合計
	国内	海外	国内	海外				
顧客との契約から生じる収益	607,101	23,526	1,319,397	53,160	120,975	2,124,160	12,747	2,136,908
その他の収益	—	—	—	—	16,614	16,614	700	17,314
外部顧客への売上高	607,101	23,526	1,319,397	53,160	137,589	2,140,775	13,448	2,154,223

(注)「その他」は、受託研究・技術提供・環境測定等建設業に付帯関連する事業、物流事業、レジャー関連事業及びその他サービス事業等を含んでおります。

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2024年4月1日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	342,801	277,623
契約資産	521,696	661,353
契約負債	214,443	210,120

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、工事の進捗に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、3,443,924百万円であります。当該残存履行義務は、概ね5年以内に収益として認識すると見込んでおります。

11. その他の事項

取締役に対する業績連動型株式報酬制度について

①取引の概要

当社は、取締役に対して業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社の普通株式（以下「株式」という。）が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

②信託に残存する株式

信託に残存する株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の末日における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、363百万円、98千株であります。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	122,742	30,686	—	30,686
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得			0	0
自己株式の処分			△ 9,999	△ 9,999
自己株式の消却			9,999	9,999
利益剰余金から 資本剰余金への振替				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	122,742	30,686	—	30,686

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
	固定資産圧縮積立金	特定株式取得積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,414	250	330,500	34,958	367,123	△ 898	519,652
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 18			18	－		－
別途積立金の取崩			△11,000	11,000	－		－
剰 余 金 の 配 当				△23,877	△23,877		△23,877
当 期 純 利 益				94,744	94,744		94,744
自 己 株 式 の 取 得						△82,071	△82,071
自 己 株 式 の 処 分						3	3
自 己 株 式 の 消 却						9,999	－
利 益 剰 余 金 か ら							
資 本 剰 余 金 へ の 振 替				△ 9,999	△ 9,999		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	△ 18	－	△11,000	71,885	60,866	△72,068	△11,201
当 期 末 残 高	1,395	250	319,500	106,843	427,989	△72,966	508,451

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	149,993	149,993	669,646
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の取崩			—
剰 余 金 の 配 当			△ 23,877
当 期 純 利 益			94,744
自 己 株 式 の 取 得			△ 82,071
自 己 株 式 の 処 分			3
自 己 株 式 の 消 却			—
利 益 剰 余 金 か ら			—
資本剰余金への振替			
株主資本以外の項目の			
当期変動額（純額）	△ 64,963	△ 64,963	△ 64,963
当 期 変 動 額 合 計	△ 64,963	△ 64,963	△ 76,164
当 期 末 残 高	85,030	85,030	593,481

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

満期保有目的の債券… 定額法による償却原価法

子会社株式 … 移動平均法による原価法

及び関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない … 決算日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

・棚卸資産

販売用不動産 … 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金 … 個別法による原価法

開発事業等支出金 … 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品 … 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・デリバティブ … 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

建物・構築物 … 定額法

その他の有形固定資産… 定率法

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・完成工事補償引当金

… 完成工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完に要する費用等に備えるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上しております。

・工事損失引当金

… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ・退職給付引当金 … 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
- ・役員株式給付引当金 … 役員株式給付規程に基づく将来の取締役への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

・完成工事高の計上基準

当社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

土木・建築事業においては、工事契約を締結しており、工事の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、少額又は期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当事業年度末までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって工事進捗度とする原価比例法によっております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。

なお、取引の対価を受領する時期は契約条件毎に異なるものの、当事業年度において取引価格に重要な金融要素を含む工事契約はありません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

・ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、当該処理によっております。

・法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

これにより、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等（以下「法人税等」という。）を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとしました。なお、損益に計上されない法人税等の金額に重要性が乏しい場合及び課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

一定の期間にわたり認識される完成工事高

①当事業年度の計算書類に計上した金額 1,462,782百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する事項

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	関係会社株式・ 関係会社出資金	715百万円
	長期貸付金	610百万円
	計	1,326百万円

②担保に係る債務 一百万円

なお、関係会社の借入金等に対して上記の資産を担保提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 77,652百万円

(3) 偶発債務

・保証債務

他の会社の借入金に対して保証を行っております。

福島郡山みらいエネルギー合同会社	3,785百万円
その他	864百万円
計	4,649百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	11,577百万円
関係会社に対する長期金銭債権	7,307百万円
関係会社に対する短期金銭債務	118,801百万円
関係会社に対する長期金銭債務	14百万円

(5) 両建てで表示している工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

835百万円

5. 損益計算書に関する事項

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分 30,081百万円

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 84,958百万円

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 35,599百万円

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高 3,588百万円

(5) 研究開発費の総額 18,513百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 11,321千株

（注）当事業年度末日における普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する株式98千株が含まれております。

7. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産・負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

損金算入限度超過額等

棚卸資産	40,672百万円
退職給付引当金	35,254百万円
関係会社株式	11,267百万円
未払賞与	5,399百万円
貸倒損失及び貸倒引当金	2,303百万円
前受金	2,224百万円
その他	6,605百万円

繰延税金資産小計 103,727百万円

評価性引当額 △ 14,666百万円

繰延税金資産合計 89,060百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 39,101百万円
退職給付信託設定益	△ 5,941百万円
前払年金費用	△ 2,866百万円
その他	△ 702百万円

繰延税金負債合計 △ 48,611百万円

繰延税金資産（負債）の純額 40,448百万円

8. 1株当たり情報に関する事項

（1）1株当たりの純資産額 3,453円60銭

（2）1株当たりの当期純利益 522円40銭

（注）純資産の部において自己株式として計上されている株式給付信託（ＢＢＴ）に残存する株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、98千株であり、また、1株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、98千株であります。